

第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項及び三十三の三の項を次のように改める。

三十三の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定に基づき長期優良住宅建築等計画（三十三の四の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項各号に掲げる措置のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項に規定する評価方法基準への適合を要件とする部分について同法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（三十三の五の項において「登録住宅性能評価機関」という。）がその適合を証する書類（三十三の四の項において「適合証」という。）の添付がある場合であつて、申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万五

三十三の三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十二万七千円、一万平方メートルを超えるときは十八万七千円

2 その他の場合であつて、申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは五万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは七万二千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十六万二千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二十六万円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは八十万円、一万平方メートルを超えるときは百二十万円

三十九の項下欄により算定した額

別表第一の三十三の四の項の3中「三十三の二の項下欄2イ」を「三十三の二の項下欄2」に改め、「、変更後の計画について建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請を要する場合は変更後の確認済証を同2イ又はロに規定する確認済証と」を削る。

別表第一の三十三の六の項中「三十三の三の項下欄」を「三十九の項下欄」に改める。

別表第一の三十九の項を次のように改める。

三十九 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請に対する審査

次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合にあつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額）

イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千元、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千元、

	<p>別表第一の三十九の項の次に次のように加える。</p> <p>三十九の二 建築基準法第六条の三第二項の規定に基づき構造計算適合性判定（以下この項</p>	<p>百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万八千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円</p> <p>ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額</p> <p>ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（二に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額</p> <p>ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額</p>	<p>次に掲げる構造計算の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p>

において「構造計算適合性判定」という。)の申請に対する審査

(同一敷地内に二以上の構造計算適合性判定を要する建築物(建築基準法第二十条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。)がある場合は、それぞれの建築物につき次により算定した額の合計額)

イ 建築基準法第二十条第一項第二号イに規定する方法による場合であつて、当該建築物における構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは二十一万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二十七万九千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十二万五千円、五万平方メートルを超えるときは七十七万四千円

ロ 建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによる場合であつて、当該建築物における構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは十四万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十八万千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは二十万千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは四十二万八千円

二十九の三 建築基準法第六条の三第一項の規定に従って行われる構造計算適合性判定の申請に対する審査

二十九の二の項下欄イ中「二十一万円」とあるのは「二十二万六千円」と、「二十七万九千円」とあるのは「三十万千円」と、「三十二万円」とあるのは「三十四万五千円」

と、「四十二万五千円」とあるのは「四十五万八千円」と、「七十七万四千円」とあるのは「八十三万五千円」と、同口中「十四万六千円」とあるのは「十五万八千円」と、「十八万千円」とあるのは「十九万五千円」と、「二十万千円」とあるのは「二十一万六千円」と、「二十五万四千円」とあるのは「二十七万四千円」と、「四十二万八千円」とあるのは「四十六万千円」と読み替えた額により算定した額

別表第一の四十の項中「三十九の項イ」を「三十九の項下欄」に改め、同表の四十八の項中「第七条の六第二項第二号」の下に「又は第二号」を加え、「承認」を「認定」に改め、同表の四十八の二の項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「審査（同条第四項の「及び」を要する場合に限る。）」を削り、「三十九の項下欄イ又はロ」を「三十九の二の項下欄イ又はロ」に、「建築基準法施行令第八十一条第四項」を「建築基準法第二十条第二項」に改め、同表の六十五の二の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同表の七十九の二の項中「第十一条第二項」を「第五条第三項」に、「書換交付」を「書換え交付」に改め、同表の九十三の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同表の九十四の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同表の九十六の項及び九十七の項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

九十七の二 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十五 四千五百円
 第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行の日から施行する。ただし、別表第一の七十九の二の項の改正規定は建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）の施行の日から、同表の九十三の項、九十四の項、九十六の項及び九十七の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定は平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部が改正され、建築主が構造計算適合性判定を都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請できることとされたことに伴い、建

築確認の申請に対する審査に係る手数料について所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。